

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社塩月工業
- 業者の住所：福岡県春日市大土居2-133
- 2 指名停止措置期間：令和7年6月13日から令和7年6月26日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
- 4 事実概要
- 同社は、同社が一次下請として請け負った島根原子力発電所における工事において、令和5年12月21日、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じず、労働者が死亡する工事関係者死亡事故を発生させたものである。この件について、同社及び同社現場代理人は、令和6年8月22日、松江区検察庁から労働安全衛生法等違反罪で公訴提起され、同月27日、松江簡易裁判所から略式命令（罰金刑）を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第1	
1～7 略	
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内